

平成30年度決算に基づく  
財政健全化及び経営健全化  
審査意見書

中津川市監査委員



中監査第16号  
令和元年9月18日

中津川市長 青山 節児 様

中津川市監査委員  
今井正義  
田口文数

平成30年度決算に基づく財政健全化及び経営健全化審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。

# 平成30年度決算に基づく財政健全化審査意見書

## 1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の期間

令和元年8月23日から令和元年8月30日まで

## 3 審査の結果

審査に付された下記「健全化判断比率」及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、それぞれの比率の算出過程において、算出根拠となる台帳等の確認を行った結果、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

□健全化判断比率

(単位：%)

	平成30年度	平成29年度	比較	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	12.17
連結実質赤字比率	—	—	—	17.17
実質公債費比率	10.6	10.5	0.1	25.0
将来負担比率	6.4	12.9	△6.5	350.0

(注1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が生じていないため「—」表示とした。

(注2) 早期健全化基準は国が示している数値で、この数値を超えると財政健全化計画を定め早期健全化を図る必要がある。

## 4 個別意見

(1) 実質公債費比率は3か年平均で10.6%となり、昨年度と比較して、0.1ポイント増加した。単年度毎の実質公債費比率は次頁のとおりであり、平成28年度から比べれば減少している。これは順調に公債の償還が進んでいる結果ではあるが、坂下病院への繰出金(補助金)及び合併特例期間終了に伴う普通交付税の段階的縮減が比率悪化の主な原因となっている。令和元年度までは普通交付税が縮減されることに加え、リニア関連を中心とした大規模事業が本格化していくことから、今後は単年度においても比率が増加へと転ずることが予想される。これらに対応していくためには、更なる税収確保が必要であり、少子高齢化対策、定住の推進、新規企業の誘致などを強力に進めるとともに、広域連携の強化による行政コストの削減など、将来を見据えた財政の健全化に努められたい。

(2) 将来負担比率は6.4%で、昨年度の比率と比較して6.5ポイント減少した。公債費負担適正化計画に沿って借入の抑制により地方債の現在高は減少しており、今後も借入金のコントロールに努め、健全な財政運営を図られたい。

## 5 各健全化判断比率の算出方法

### (1) 実質赤字比率

標準財政規模に対する一般会計を対象とした実質赤字の割合

$$\frac{\text{一般会計実質赤字額} \quad \Delta 3,239,923 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模} \quad 23,700,852 \text{ 千円}} \times 100$$

### (2) 連結実質赤字比率

標準財政規模に対する全会計を対象とした実質赤字の割合

$$\frac{\text{連結実質赤字額} \quad \Delta 6,925,815 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模} \quad 23,700,852 \text{ 千円}} \times 100$$

※実質赤字額及び連結実質赤字額が発生していない場合は、△で表示します。

### (3) 実質公債費比率（3か年平均「%」）

標準財政規模に対する公債費及び公債費に準ずる経費の割合

$$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

#### 【平成28年度】

$$\frac{7,584,124 \text{ 千円} - 5,345,272 \text{ 千円}}{24,532,268 \text{ 千円} - 4,802,253 \text{ 千円}} \times 100 = 11.34744 \%$$

#### 【平成29年度】

$$\frac{7,294,989 \text{ 千円} - 5,175,206 \text{ 千円}}{24,038,963 \text{ 千円} - 4,625,533 \text{ 千円}} \times 100 = 10.91916 \%$$

#### 【平成30年度】

$$\frac{6,793,787 \text{ 千円} - 4,945,845 \text{ 千円}}{23,700,852 \text{ 千円} - 4,461,956 \text{ 千円}} \times 100 = 9.60523 \%$$

#### 【3か年平均】

$$\frac{11.34744 + 10.91916 + 9.60523}{3} \% = 10.6\%$$

(4) 将来負担比率

標準財政規模に対する一般会計が将来負担すべき実質的な負担の割合

$$\frac{\text{①} - (\text{②} + \text{③} + \text{④})}{\text{標準財政規模} - \text{⑤}} \times 100$$

①将来負担額

②充当可能基金額

③特定財源見込額

④地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

⑤元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

$$\frac{62,315,896 \text{ 千円} - 61,080,142 \text{ 千円}}{23,700,852 \text{ 千円} - 4,461,956 \text{ 千円}} \times 100 = 6.4 \%$$

# 平成30年度決算に基づく経営健全化審査意見書

## 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の期間

令和元年8月23日から令和元年8月30日まで

## 3 審査の結果

審査に付された下記「資金不足比率」及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

□資金不足比率

(単位：%)

会計名	平成30年度	平成29年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0
農業集落排水事業会計	—	—	20.0
特定環境保全公共下水道事業会計	—	—	20.0
個別排水処理事業会計	—	—	20.0

(注1) 資金不足比率は、いずれも資金不足でないため、「—」表示とした。

(注2) 経営健全化基準を超えた場合は、公営企業会計ごとに経営健全化計画を定め、早期健全化を図る必要がある。

#### 4 資金不足比率の算出方法

資金不足比率とは、資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるかを示すもので公営企業会計ごとに算定した額となる。

##### ○法適用企業（水道事業会計、病院事業会計）

{(流動負債－控除企業債等－控除未払金等－控除額)＋算入地方債の現在高－(流動資産－控除財源－控除額)}－解消可能資金不足額

事業の規模（営業収益の額－受託工事収益の額）

$$\text{水道事業会計の資金不足比率} = \frac{\Delta 938,945 \text{ 千円}}{1,784,672 \text{ 千円}}$$

$$\text{病院事業会計の資金不足比率} = \frac{\Delta 362,372 \text{ 千円}}{8,087,729 \text{ 千円}}$$

##### ○法非適用企業（下水道事業会計、農業集落排水事業会計、 特定環境保全公共下水道事業会計、個別排水処理事業会計）

歳出額＋算入地方債の現在高－（歳入額－翌年度に繰り越すべき財源）－解消可能資金不足額

事業の規模（営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額）

$$\text{下水道事業会計の資金不足比率} = \frac{\Delta 80,509 \text{ 千円}}{532,688 \text{ 千円}}$$

$$\text{農業集落排水事業会計の資金不足比率} = \frac{\Delta 30,996 \text{ 千円}}{156,989 \text{ 千円}}$$

$$\text{特定環境保全公共下水道事業会計の資金不足比率} = \frac{\Delta 43,691 \text{ 千円}}{391,136 \text{ 千円}}$$

$$\text{個別排水処理事業会計の資金不足比率} = \frac{\Delta 1,759 \text{ 千円}}{4,850 \text{ 千円}}$$

※資金の不足額が発生していない場合は、△で表示します。